

第4編 人事〔大雪消防組合職員の任免に関する取扱規程〕

○大雪消防組合職員の任免に関する  
取扱規程

〔平成28年12月12日〕  
訓令第3号

改正 令和2年2月4日訓令第1号

(目的)

**第1条** この規程は、管理者又は消防長の任命に係る大雪消防組合（以下、「組合」という。）の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の任免等に関する取扱方法を定め、もって人事管理の適正を図ることを目的とする。

(任免等の種類)

**第2条** 任免等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 採用
- (2) 昇任
- (3) 任命換
- (4) 配置換
- (5) 兼務
- (6) 事務取扱
- (7) 心得
- (8) 事務代理
- (9) 併任
- (10) 派遣
- (11) 昇格
- (12) 昇給
- (13) 兼務解除
- (14) 併任解除
- (15) 事務取扱解除
- (16) 心得解除
- (17) 事務代理解除
- (18) 派遣解除
- (19) 休職
- (20) 復職
- (21) 降任
- (22) 戒告
- (23) 減給
- (24) 停職

第4編 人事〔大雪消防組合職員の任免に関する取扱規程〕

- (25) 免職
- (26) 失職
- (27) 出向
- (28) 勤務延長
- (29) 退職
- (30) 更新
- (31) 委嘱
- (32) 育児休業の承認又は延長
- (33) 職務復帰

(定義)

**第3条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 身分 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第172条第1項（地方自治法第138条第3項及び第200条第3項の規定による職員を除く。以下同じ。）、消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第1項及び大雪消防組合同約（昭和48年上振興第402号指令）第10条第1項の規定に基づく職員とする。
- (2) 職 職員の職務の内容及び責務の態様により分類されるもので、別表第1に掲げるものをいう。
- (3) 自治法等の職 地方自治法その他の法令に基づくもののうち、別表第1に掲げるものを除き、別表第2に掲げるものをいう。
- (4) 採用 現に職員でない者を職員に任命することをいう。
- (5) 昇任 現についている職より上位の職に任命することをいう。
- (6) 任命換 現に有する身分を、他の身分に換えることをいう。
- (7) 配置換 身分上の職を換えずに、配置箇所又は職務の担当を換えることをいう。
- (8) 兼務 現についている職、勤務箇所及び配置箇所のまま、他の職、勤務箇所及び配置箇所を兼ねさせることをいう。
- (9) 事務取扱 役付職員に対し、他の同等又は下位の役付職員の職が欠員であるとき又は職員に事故があるとき、その職の職務を一時的に代行させることをいう。
- (10) 心得 役付職員に対し、他の上位の役付職員の職が欠員であるとき、その職の職務を代行させることをいう。
- (11) 事務代理 役付職員に対し、他の上位の役付職員に事故があるとき、その職の職務を一時的に代行させることをいう。
- (12) 併任 国及び他の地方公共団体並びに組合の他の任命権者に属する機関の職員をその身分のまま、職員に任命することをいう。
- (13) 派遣 職員としての身分のまま、国及び他の地方公共団体並びに組合の他の任命権者の属する機関の職員になることをいう。
- (14) 昇格 職員の職務の級を、同一給料表の上位の級に変更することをいう。
- (15) 昇給 職員の現に受けている号俸又は給料月額を、同一の職務の級の中で上位の号

第4編 人事〔大雪消防組合職員の任免に関する取扱規程〕

俸又は給料月額に変更することをいう。

- (16) 休職 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項又は同法第27条第2項の規定に基づき休職事由を定めた条例の規定により、職員としての身分のまま職務に従事させないことをいう。
- (17) 復職 休職中の職員を職務に復帰させることをいう。
- (18) 降任 地方公務員法第28条第1項の規定により、その意に反して現についている職より下位の職に換えることをいう。
- (19) 戒告 地方公務員法第29条第1項の規定により、職員の責任を確認し、その将来を戒めることをいう。
- (20) 減給 地方公務員法第29条第1項の規定により、職員の給料月額を変えることなくその支給額を減額することをいう。
- (21) 停職 地方公務員法第29条第1項の規定により、職員の身分を保有させたまま職務に従事させないことをいう。
- (22) 免職 地方公務員法第28条第1項又は第29条第1項の規定により、その意に反して職員としての身分を失わせることをいう。
- (23) 失職 地方公務員法第28条第4項の規定により、当然に職員としての身分を失うことをいう。
- (24) 出向 組合の他の任命権者の属する機関の職員に引き続きなることをいう。
- (25) 退職 免職、失職及び出向の場合を除き、職員としての身分を失うことをいう。
- (26) 再任用 大雪消防組合職員の再任用に関する条例（平成15年大雪消防組合条例第5号）第2条の規定により、職員として任命することをいう。
- (27) 更新 再任用職員の任期を延長させることをいう。
- (28) 勤務延長 大雪消防組合職員の定年等に関する条例（平成15年大雪消防組合条例第4号）第2条の規定により、定年退職をすべきこととなる職員を引き続いて勤務させることをいう。
- (29) 委嘱 法令・条例・規則及び規程により委嘱することをいう。
- (30) 育児休業の承認又は延長 大雪消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年大雪消防組合条例第6号）第2条第1項の規定により、育児休業の取得又は期間の延長を承認することをいう。
- (31) 職務復帰 育児休業の期間満了等により職務に復帰させることをいう。

（採用の時期）

**第4条** 職員の採用は、管理者が特に必要と認める場合を除き、原則として毎年4月1日とする。

（発令事項）

**第5条** 発令形式は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 発令は、管理者名又は消防長名とする。ただし、併任の発令にあつては当該法令の定めるところによる。
- 3 身分と職の発令は、区分して行うものとし、身分と職の関係は別表第1に掲げるところによる。

第4編 人事〔大雪消防組合職員の任免に関する取扱規程〕

- 4 任免等の発令は、休職、復職、退職、育児休業承認等又は特別の事情にある場合を除き毎月1日とする。
- 5 役付の職及び勤務箇所の発令にあたっては「大雪消防組合」の名称は、冠さないものとする。
- 6 発令時の用語として身分を発令する場合は、「任命する」とし、職の発令及び勤務箇所の発令は、「命ずる」とする。ただし、役付職員以外に採用する場合の職の発令は、「配置する」とする。

(職の取扱い)

**第6条** 発令時における職及び地方自治法等の職の取扱いは、次に掲げるところによる。

- (1) 職の発令は、原則として1人1職とし、他の職に発令された時は前の職は自動的に消えるものとする。
- (2) 地方自治法等の職は、すべて併任として発令するもので、既に発令されている職は消えないものとする。
- (3) 地方自治法等の職は、解かない限り消えないものとする。

(辞令書等の交付)

**第7条** 職員の任免等は、当該職員に辞令書(別記様式第1号)、発令通知書(別記様式第2号)又は委嘱状(別記様式第3号)を交付することにより行う。ただし、辞令書等の交付によらないことを適当と認めた場合は、これを省略することができる。

(辞令書等の交付方法)

**第8条** 辞令書等の交付は、管理者又は消防長より直接又は本人あて郵送により交付する。

- 2 辞令書等の交付に当たり、当該職員の所在を知ることができない場合は、その内容を告示することをもってこれに替えることができるものとし、告示の日から2週間を経過したときに、辞令書等の交付があったものとみなす。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年2月4日訓令第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

第4編 人事 { 大雪消防組合職員の任免に関する取扱規程 }

別表第1 (第3条、第5条関係)

身分と職の名称

所属	身分	消防吏員・消防職員・その他職員	
		役付の職	役付職員以外の職員
消防本部	管理者発令	1 消防長	1 技術職員
	消防長発令	1 次長 2 課長 3 参事 4 課長補佐 5 係長 6 主査 7 主任 8 特任参与 (再任用)	1 係 2 主事 (再任用)
消防署	消防長発令	1 署長 2 副署長 3 管理官 4 次席 5 係長 6 主査 7 主任 8 特任参与 (再任用)	1 係 2 主事 (再任用)

別表第2 (第3条関係)

- 1 出納員
- 2 現金出納員
- 3 物品出納員
- 4 現金取扱員
- 5 物品取扱員
- 6 資金前渡員
- 7 その他法令等の定めるところにより発令を要する職

別表第3 (第5条関係)

発令形式

任免の種類	区 分	発令形式	備 考
1 採用	(1) 役付職員に採用する場合	氏 名 大雪消防組合消防吏員（消防職員）に任命する。 消防司令補に補する（吏員のみ） 消防本部〇〇課〇〇係長を命ずる 〇級に決定する 〇号俸（〇〇〇円）を給する	1 採用の際には、身分、階級、職、給料及び勤務箇所を発令する。ただし、役付職員に採用する場合には、勤務箇所は発令しない。 2 職は、別表第1に掲げるもののうちから職務内容に応じて発令する。 3 職及び勤務箇所には、「大雪消防組合」は冠さない。 4 配置換の場合に準じて、配置箇所を発令する。ただし、役付職員に採用する場合には発令しない。
	(2) 役付職員以外に採用する場合（職員に採用する場合）	氏 名 大雪消防組合消防吏員（消防職員）に任命する。 消防士に補する（吏員のみ） 〇級に決定する 〇号俸（〇〇〇円）を給する 〇〇消防署勤務を命ずる 〇〇係に配置する	
	(3) 再任用職員で常勤と同じ勤務職員	氏 名 大雪消防組合消防職員に任命する。 特任参与を命ずる 〇級（〇〇〇円）を給する 任期は〇年〇月〇日までとする	
	(4) 再任用短時間勤務職員	氏 名 大雪消防組合消防職員（週〇〇時間勤務）に任命する。 特任参与を命ずる 〇級（〇〇〇円）を給する 任期は〇年〇月〇日までとする	
2 昇任		氏 名 身 分 職 名 消防本部〇〇課〇〇係長を命ずる	
		氏 名 身 分 職 名 消防司令補に補する 〇〇消防署〇〇係長を命ずる	

第4編 人事〔大雪消防組合職員の任免に関する取扱規程〕

3 任命換	(1) 大雪消防組合内で身分を換える場合	氏 名 身 分 職 名 大雪消防組合消防吏員に任命する。 消防司令補に補する 〇〇消防署〇〇係長を命ずる	1 任命換発令された場合は、前身分の解職発令はしない。 2 任命に際して、職給料等を変更する場合は、その旨あわせて発令する。
4 配置換		氏 名 身 分 職 名 〇〇消防署〇〇係長を命ずる	
5 兼務		氏 名 身 分 職 名 兼ねて消防本部〇〇課〇〇係長を命ずる	1 同じ「消防本部」又は「〇〇消防署」名が続く場合は、以降の発令には所属名を冠さない。 2 兼ねさせた職、勤務箇所は、解かない限り消えない。ただし、兼務していた職に配置換となる場合は、解職発令を省略する。
		兼ねて〇〇消防署〇〇係長を命ずる 兼ねて〇〇係長を命ずる	
		氏 名 身 分 職 名 〇〇消防署〇〇係長を命ずる 兼ねて〇〇係長を命ずる 兼ねて消防本部〇〇課〇〇主査を命ずる	
		氏 名 身 分 職 名 〇〇消防署〇〇係長の兼務を解く	
6 事務取扱、心得及び事務代理		氏 名 身 分 職 名 兼ねて〇〇消防署長事務取扱（心得・事務代理）を命ずる	
		氏 名 身 分 職 名 〇〇消防署長事務取扱（心得・事務代理）の兼務を解く	

第4編 人事〔大雪消防組合職員の任免に関する取扱規程〕

7 併任		氏 名 大雪消防組合職員に併任する 〇〇消防署出納員を命ずる 地方自治法第171条第4項の規定に基づき大雪消防組合会計管理者の事務の次の事項を委任する 1 大雪消防組合〇〇消防署に係る会計事務	
		氏 名 大雪消防組合職員に併任する 現金出納員を命ずる	
		氏 名 職 名 大雪消防組合職員の併任を解く	
8 派遣		氏 名 身 分 職 名 地方自治法第252条の17の規定により〇年〇月〇日まで〇〇町に派遣する	1 派遣発令に伴う派遣前の解職発令はしない。
		氏 名 身 分 職 名 派遣期間を〇年〇月〇日まで更新する	
		氏 名 身 分 職 名 〇〇町への派遣を解く	
9 昇格		氏 名 身 分 職 名 〇級に決定する 〇号俸（〇〇〇円）を給する	1 昇給の場合に限り 辞令書（別記様式第1号）に換えて、発令通知書（別記様式第2号）を交付する。
10 昇給		氏 名 身 分 職 名 〇級〇号俸（〇〇〇円）を給する	

第4編 人事〔大雪消防組合職員の任免に関する取扱規程〕

11 休職	(1) 地方公務員法第28条第2項第1号の休職	氏 名 身 分 職 名 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により○年○月○日まで○年(○月○日)間休職を命ずる	
		氏 名 身 分 職 名 休職期間を○年○月○日まで○年(○月○日)間に更新する	
	(2) 地方公務員法第28条第2項第2号の休職	氏 名 身 分 職 名 地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる	
12 復職	(1) 休職事由の消滅により復職する場合	氏 名 身 分 職 名 ○○消防署○○係長に復職させる ○級○号俸(○○○円)を給する(復職時等調整)	
		氏 名 身 分 職 名 ○○消防署○○係長に復職させる	
	(2) 管理者又は消防長が必要と認め復職させる場合	氏 名 身 分 職 名 ○○消防署○○係長に復職させる	
	(3) 休職期間満了により復職する場合	氏 名 身 分 職 名 ○○消防署○○係長に復職した ○級○号俸(○○○円)を給する(復職時等調整)	
13 降任		氏 名 身 分 職 名 地方公務員法第28条第1項第○号の規定により○○消防署○○長に降任する	

第4編 人事〔大雪消防組合職員の任免に関する取扱規程〕

14 戒告		氏 名 身 分 職 名 地方公務員法第 29 条第 1 項第○号 の規定により戒告する	
15 減給		氏 名 身 分 職 名 地方公務員法第 29 条第 1 項第○号 の規定により○年○月○日から○ 年○月○日まで○月（○日）間給料 の月額○分の 1 を減給する	
16 停職		氏 名 身 分 職 名 地方公務員法第 29 条第 1 項第○号 の規定により○年○月○日まで○ 月（○日）間停職を命ずる	
17 免職	(1) 地方公 務員法第 28 条第 1 項の免職	氏 名 身 分 職 名 地方公務員法第 28 条第 1 項第○号 の規定により免職する	
	(2) 地方公 務員法第 29 条第 1 項の免 職	氏 名 身 分 職 名 地方公務員法第 29 条第 1 項第○号 の規定により免職する	
18 失職		氏 名 身 分 職 名 地方公務員法第 16 条第○号の規定 に該当し失職した	
19 出向		氏 名 身 分 職 名 ○○に出向を命ずる	1 出向発令に伴う出 向前の解職発令はし ない。
20 勤務延 長	(1) 勤務延 長	氏 名 身 分 職 名 ○年○月○日まで勤務延長する	1 任命に際して、職 給料等を変更する場 合は、その旨あわせ て発令する。
	(2) 勤務延 長の期間 の延長	氏 名 身 分 職 名 勤務延長の期間を○年○月○日ま で延長する	

第4編 人事〔大雪消防組合職員の任免に関する取扱規程〕

21 退職	(1) 派遣者の異動退職	氏 名 身 分 職 名 大雪消防組合消防吏員（消防職員） を解く	
	(1) 定年退職	氏 名 身 分 職 名 大雪消防組合職員の定年等に関する条例第2条に基づき定年退職とする	
	(2) 依願退職	氏 名 身 分 職 名 願いにより退職を承認する	
	(3) 再任用職員の退職	氏 名 身 分 職 名 再任用の任期の満了により〇年〇月〇日限り退職する	
22 更新	(1) 再任用職員の更新	氏 名 再任用の任期を〇年〇月〇日まで更新する	
23 委嘱		職 名 氏 名 大雪消防組合技術職員として〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの期間委嘱します	
24 育児休業の承認又は延長	(1) 育児休業の承認	氏 名 身 分 職 名 育児休業を承認する 期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする	
	(2) 育児休業の延長	氏 名 身 分 職 名 育児休業の期間を〇年〇月〇日まで延長することを承認する	
25 職務復帰	(1) 育児休業期間満了による復帰	氏 名 身 分 職 名 育児休業の期間満了により〇〇消防署〇〇係長の職務に復帰させる	

第4編 人事〔大雪消防組合職員の任免に関する取扱規程〕

(2) 育児休業の承認取消しよる復帰	氏 名 身 分 職 名 育児休業の承認取消しにより〇〇消防署〇〇係長の職務に復帰させる	
--------------------	--	--

別記様式第1号（第7条関係）



# 辞 令 書

[氏 名]

[身分・職]

[発令事項]

年 月 日

大雪消防組合管理者（消防長）

備考 様式の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4編 人事 { 大雪消防組合職員の任免に関する取扱規程 }

別記様式第2号（第7条関係）

昇給発令通知書						
年月日	氏名	事項	給料表	級	号俸	給料月額
大雪消防組合管理者（消防長）						

備考 様式の大きさは、日本工業規格A5横長とする。

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日  大雪消防組合 管理者	委  嘱  状  職 名 氏  名	
----------------------------------	---	--

備考 様式の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。